

与党税制改正大綱決定

- エンジェル税制の拡充 -

制度調査部
鳥毛 拓馬

平成20年度(2008年度)、与党税制改正大綱の公表

【要約】

与党税制協議会は、2007年12月13日、「平成20年度(2008年度)税制改正大綱」を公表した。大綱には、ベンチャー企業に対する資金供給を促進する、「特定中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例」(いわゆるエンジェル税制。以下、エンジェル税制という。)の拡充についても盛り込まれた。

エンジェル税制は、1997年度に創設されたものであるが、同制度を使った投資額は約12億9千万円(2006年度)で、前年度24億8千万円から半減している(経済産業省)。また10年間の累計では対象会社数は100社、投資額は67億6千万円にとどまり、十分な資金供給がなされているとは言えない状況である。

本稿では、エンジェル税制について概説したうえで、2008年度税制改正大綱に盛り込まれた内容についてまとめる。

なお、大綱では、株式譲渡益が発生した場合の1/2圧縮課税の特例については、廃止としている。

1. 現行のエンジェル税制の概要

(1) エンジェル税制とは

エンジェル税制とは、個人投資家(エンジェル)からベンチャー企業への投資を促進するために設けられた税制優遇措置の総称である。

エンジェル税制においては、ベンチャー企業などの一定の中小企業が発行する株式(以下、特定中小会社株式)への投資に対して、投資時点での投資金額の控除、株式譲渡益が発生した場合の圧縮課税(1/2)、株式譲渡損が発生した場合の繰越控除、といった優遇制度が設けられている。次ページでは、これらを順に整理する。

エンジェル税制の適用対象となる特定中小会社株式とは、次ページの ~ のいずれかの要件を満たす株式のことをいう。

特定中小会社の株式

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第 7 条に規定する特定新規中小企業者に該当する株式会社により発行される株式

設立日以後 10 年を経過していない中小企業者に該当する一定の株式会社により発行される株式で、一定の投資事業有限責任組合契約に従って取得をされる株式

認可金融商品取引業協会が定める規則において、事業の成長発展が見込まれるものとして指定を受けている株式(いわゆるグリーンシート・エマージング区分)を発行する株式会社で、設立日以後 10 年を経過していない中小企業者に該当するものとして一定の要件を満たす株式会社により発行される株式で、その株式の取扱金融商品取引業者を通じて取得をされるもの

地域再生法の認定地域再生計画に記載されている地域再生に資する事業を行う特定地域再生事業会社で一定の要件を満たす株式会社の発行する株式

、 は 2004 年 4 月 1 日以後に、 は 2005 年 4 月 1 日以後に払込みにより取得した株式について適用される。

(2) 投資時点での投資金額の控除

エンジェル税制では、投資時点の優遇措置として、特定中小会社株式を 2003 年 4 月 1 日以後に払込みにより取得した場合(譲渡、現物出資等により株式を取得した場合は対象とならない)は、その取得価額を、その年の株式等の譲渡所得等から控除することができる。特定中小会社株式に投資した金額だけ、同一年度の株式等の譲渡所得等を圧縮することができ、税金が少なくできるということである。

なお、特定中小会社株式への投資金額を譲渡所得等から控除する場合には、特定中小会社株式の譲渡所得等の 1/2 課税や譲渡損失の繰越控除の適用を受ける前の譲渡所得等が対象になる。

株式等の譲渡所得等の中に、1/2 課税の対象となる特定中小会社株式の譲渡所得等および上場株式等の譲渡所得等がある場合には、特定中小会社株式の投資金額は、特定中小会社株式の譲渡所得等、上場株式等の譲渡所得等、それ以外の株式等の譲渡所得等、の順序で控除される。

(3) 株式譲渡益が発生した場合

2000 年 4 月 1 日から 2009 年 3 月 31 日までの間に一定の払込みにより取得した特定中小会社株式を譲渡日までに 3 年超保有し、公開前¹に合併等によりその特定中小会社以外の者に売却した場合または、公開後 3 年以内に売却した場合には、譲渡益を 1/2 に圧縮して課税される。

¹ 株式公開前に売却した時は、次の要件を満たす必要がある。

- ・当該株式の買付けについて、発行会社がエンジェル税制の適用申請者に対して買付内容等を記載した通知書を交付していること。
- ・専門業者(公認会計士、税理士、監査法人、税理士法人、銀行、証券業者、信託会社)が買付価格の参考となる額の算定を行っていること。

(4) 株式譲渡損が発生した場合

特定中小会社株式を上場等の日の前日までに譲渡した場合に生じた譲渡損失は、その年に発生した他の株式等の譲渡益から控除しきれない場合、翌年以降最長 3 年間にわたって繰り越して、他の株式譲渡益から控除することができる。この特例の対象となるのは、1997 年 6 月 5 日以後に払込みにより取得した特定中小会社株式である。

また、特定中小会社株式の上場日の前日までに、発行会社が解散（合併による場合を除く）しその清算が終了する、あるいは、発行会社が破産手続開始の決定を受ける、などにより株式としての価値を失った場合（株式価値喪失）も、特定中小会社株式の譲渡による損失とみなされる。

したがって、この場合もその年に発生した他の株式等の譲渡益から控除され、控除しきれない部分については、翌年以降最長 3 年間にわたって繰り越して控除することができる。

2. 税制改正大綱の内容

現行の投資時点での優遇措置は、他の株式譲渡益から投資額を控除する制度のため、他の株式譲渡益が生じない場合にインセンティブが働かないといった問題点が指摘されていた。また、ベンチャー創業への安定的な資金供給のためには、株式市場に左右されない投資時点でのインセンティブの強化が必要との指摘もあった。

大綱では、企業期ベンチャー企業に対する資金を広く呼び込むため、以下の要件を満たす株式会社に出資した金額については、1,000 万円を限度として寄附金控除の適用を認めるとしている。

設立 1 年目の会社	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する特定新規中小企業者
設立 2 年目または 設立 3 年目の会社	特定新規中小企業者であって前事業年度及び前々事業年度における営業活動によるキャッシュ・フローが赤字であるもの

この改正が行われると、投資家は、株式譲渡益が生じていてもいなくても 1,000 万円を限度に所得控除の対象として、課税所得から控除することができる。

また、大綱では、特定中小会社に出資した金額のうち、エンジェル税制の適用を受けて総所得金額等から控除した金額は、取得した特定中小会社の株式の取得価額から控除するとしている。

なお、大綱では、株式譲渡益に対する 1/2 課税の特例(前記 1.(3))を廃止するとしている。ただし、所要の経過措置は設けられる。

エンジェル税制の国際比較(参考)

	アメリカ	イギリス	フランス
投資時点	・投資額を他の株式譲渡益から控除(繰延)	・投資額の20%を所得税額から控除 ・投資額を他の株式譲渡益から控除(繰延)	・投資額の25%を所得税額から控除
譲渡益	・5年以上保有で譲渡益1/2非課税	・3年以上保有で譲渡益非課税	・8年以上保有で譲渡益非課税
譲渡損	・他の所得と損益通算可能 ・繰越控除期間は無期限	・他の所得と損益通算可能 ・繰越控除期間は無期限	・他の所得と損益通算可能 ・繰越控除期間は5年

(出所) 経済産業省資料